

平成24年度
埼玉県共助社会づくり支援事業
～市町村・NPO等協働モデル推進事業～

「新しい公共」の場づくりのためのモデル事業

募集要項

「新しい公共」

地域における諸課題を解決するには、行政だけでなく、特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地域団体、協同組合等の民間非営利組織が「新しい公共」の担い手となることが期待されています。



埼玉県

目 次

	はじめに……………	P 1
1	応募資格……………	//
2	対象となる事業……………	P 2
3	平成23年度当事業実施団体の応募……………	P 3
4	補助の対象となる経費……………	//
5	採択数・補助金額……………	P 4
6	事業実施による収入……………	//
7	提出書類……………	//
8	募集期間・提出先……………	P 5
9	審査・選考方法……………	P 6
10	審査基準……………	//
11	事業スケジュール……………	P 7
12	情報公開……………	//
13	留意事項……………	P 8
	記入例……………	P 9 ~

はじめに

少子高齢化の進行、核家族化を背景としたライフスタイルの変化などにより地域における人間関係の希薄化や地域コミュニティの弱体化が進み、様々な課題が生じています。

地域における諸課題を解決するには、行政だけでは対応が困難なケースが増えており、特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地域団体、協同組合等の民間非営利組織（以下「NPO等」という。）が「新しい公共」の担い手となることが期待されています。「新しい公共」を推進するにはNPO等の自立的な活動が基本となりますが、地方自治体の理解と連携が必要不可欠です。本事業では、地方自治体とNPO等の協働を推進するとともに、行政、企業、大学及び地域団体等の多様な担い手（マルチステークホルダー）からなる「新しい公共」の体制を構築し、人々が互いに助け合う共助の観点から問題解決を図っていく取組を支援するものです。

提案していただく事業は、応募要領に定める要件を満たし、事業終了後においても取組の継続・発展が期待できるものとします。

なお、本事業は内閣府の「新しい公共」支援事業交付金により、当該事業のガイドラインを踏まえて実施するものです。

応募要領

1 応募資格

ア 新規分

- （１）県内の市町村（NPO等※１と市町村が連携して実施主体となること。）
- （２）NPO等※１と県内の市町村又は県を構成員に含む協議体※２（以下「協議体」という。）

※１ NPO等には、次のすべての項目に該当する、法人格を持たない団体を含む。

- ①不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とし、特定非営利活動法人に準じた団体であること。
- ②営利を目的としない団体であること。（活動によって得た収益を構成員に分配していないこと。）
- ③法令に基づき設立された団体ではないこと。
- ④構成する会員が１０人以上いる団体であること。
- ⑤会則及び会計に係る規則等を設けている団体であること。
- ⑥宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- ⑦特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- ⑧暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

※2 協議体とは次のすべての項目に該当するものをいう。

- ①代表者が定められていること。
- ②NPO等及び市町村又は県が構成員に含まれていること。
- ③モデル事業の事務手続きを適正かつ効率的に行うため、以下の事項を定めた協議体の規約その他の規程が作成されていること。（予定を含む。）
 - a 協議体の構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲
 - b 協議体の意思決定方法
 - c 協議体を解散した場合の地位の承継者
 - d 協議体の事務処理及び会計処理の方法
 - e aからdまでのほか、協議体の運営に関して必要な事項
- ④規約その他規程に定めるところにより、一の手続きにつき複数の者が関与する等、事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- ⑤営利を目的としない団体であること。（活動によって得た収益を構成員に分配していないこと。）

イ 継続分

平成23年度市町村・NPO等協働モデル推進事業の実施団体である市町村又は協議体。

ただし、事業に参画するNPO等が前記※1に該当しなくなった場合又は協議体が前記※2に該当しなくなった場合を除く。

2 対象となる事業（以下の要件をすべて満たす必要があります。）

- ア 共助社会の実現や地域の課題解決に向けた先進的な取組で他の地域のモデルとなる事業
- イ NPO等と市町村又は県が連携して事業主体となる事業もしくは、NPO等と市町村又は県を構成員に含む協議体が事業主体となる事業
- ウ 多様な担い手（NPO等、行政、企業を可能な限り含み、その構成メンバーはおおむね5団体以上の幅広い参画を目標とする（震災対応案件（※）についてはこの限りではない。））が協働した会議体により実施できる事業
- エ NPO等の活動基盤整備、寄附募集支援など構成員となるNPO等に対する支援を含む事業
- オ 提案するNPO等又は協議体の定款若しくは会則の目的に沿った事業
- カ 新たに取り組む事業（既存事業の振替ではないもの）
- キ 他の助成等を受けていない事業
- ク 事業終了後も継続かつ拡大が期待される事業
- ケ 平成25年2月28日までに完了する事業（複数年度にわたって事業実施を計画していたとしても当事業で提案するのは平成25年2月28日までに完了する事業とすること）

※震災対応案件とは

東日本大震災により生じた課題の解決のために実施するあらゆる事業案件が対象となりますが、例を示すと次のとおりです。

- ・被災地の支援・避難者の生活支援

3 平成23年度当事業実施団体の応募

平成23年度に当事業で補助を受けた団体が応募する場合、前記1の「応募資格」及び前記2の「対象となる事業」の要件をいずれも満たした上で、次のア又はイに掲げる要件をそれぞれ満たすことが必要です。

	新規分	継続分
組 織	平成23年度事業実施の際と同一の組織でないこと。 (例) 市町村事業…連携するNPO等に新たな構成員を加える等 協議体事業…実施団体に新たな構成員を加える等	平成23年度事業実施の際とほぼ同様であること。
事業内容	平成23年度 of 取組をもとに新たな仕組みの構築を目指すもの、又は実施地域の変更を行うもの等であること	平成23年度 of 取組をもとに新たな要素を加えて事業を実施することで、一層の成果や波及効果が期待できるもの。

4 補助の対象となる経費

事業の実施に直接必要となる以下の経費とします。

経費項目	例示
会議費	会議室使用料
消耗品費	紙、インク、パソコンソフト等
謝金	講師、外部協力者の謝金、会議出席謝金等
通信運搬費	切手代、宅配便料金、機材運搬費等
人件費	給料手当（行政機関の恒常的職員に係るものを除く）、臨時職員賃金等
旅費交通費	交通費、宿泊費等
会場費	会場使用料、付属設備使用料等
備品費 (事業費全体の1/2以内を限度とする。)	5万円以上の物品 <u>※価格の参考となる資料（見積書、カタログ等）を添付してください。</u>
委託費	パンフレット等印刷製本費、看板作成費等
広告宣伝費	新聞、雑誌等への掲載料
その他	上記に該当しない経費については、その内容と使用目的を具体的に記入して下さい。

※備品購入や施設整備は、真に必要不可欠であり、事業終了後の扱いが明らかかつ確実な場合に限ります。

※事業が採択された場合、「補助金交付申請書」の添付資料として、「備品費」、「委託費」、「その他」については、見積書の提出が必要となります。

※人件費、謝金及び旅費を計上する場合は、実施団体において支出の根拠となる規則等を整備する必要があります。

※事業に参画する個々の団体が所有する物品を活用する場合、経費按分による予算の計上はできません。（例：電話料金を業務量按分し、当事業に係る分を通信運搬費から支出する等）

5 採択数・補助金額

採択予定数 (予算額の範囲内)	補助限度額 (千円未満切り捨て)	補助率
新規分 9件	上限 600万円 下限 100万円	10/10以内
継続分 5件	上限 200万円 下限 100万円	10/10以内

※補助金は原則として概算払いとし、事業完了後、精算により補助金額を確定します。

6 事業実施による収入

参加料の徴収や作成する印刷物を販売するなど、事業実施による収入の見込みがある場合は、あらかじめその金額を収支計画で明らかにしてください。

なお、事業実施の結果、補助金と上記収入の合計が補助対象経費を上回った場合には、上回った額を返還していただくことになります。

7 提出書類

応募にあたっては、以下により必要な書類を提出してください。

ア 新規分

応募主体	市町村	協議体
提出書類	提出書類一覧のうち、①～③及び連携するNPO等に係る③、⑤、⑥	提出書類一覧のうち、①～③、⑤、⑥及び協議体の構成員に係る③、⑤、⑥

イ 継続分

応募主体	市町村	協議体
提出書類	提出書類一覧のうち、①、③、④及び連携するNPO等に係る③、⑤、⑥	提出書類一覧のうち、①、③～⑥及び協議体の構成員に係る③、⑤、⑥

提出書類一覧
①応募書類チェックシート
②【様式第1号】平成24年度市町村・NPO等協働モデル推進事業提案書（新規分）
③【様式第2号】団体概要（様式第2号）
④【様式第3号】平成24年度市町村・NPO等協働モデル推進事業提案書（継続分）
⑤定款又は会則等
⑥会員名簿（任意団体のみ、10人以上の会員がいることがわかるものであれば名簿の一部でも可）
⑦その他参考資料（必要な場合は <u>2ページ以内</u> に分かりやすくまとめてください。 <u>冊子不可</u> 。）
⑧その他知事が必要と認める書類（提出後、当課から連絡があった場合のみ）

- * 1 提出書類の大きさは、日本工業規格A4判としてください。
- * 2 提出書類は、パソコン等で作成し白黒で印刷いただくか、黒又は青のボールペンで御記入ください。また、文字の網掛け等、コピーした際に見えにくくなるおそれのある手法は用いないでください。
- * 3 提出いただいた書類はお返しできません。

8 募集期間・提出先

募集期間：

新規分	継続分
平成24年4月2日（月）から 平成24年5月7日（月）午後5時 まで	平成24年4月2日（月）から 平成24年4月13日（金）午後5時 まで

提出方法：直接持参または郵送（郵送の場合は、当日必着）

提出先：埼玉県県民生活部共助社会づくり課（3月末日まではNPO活動推進課）

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
（県庁第三庁舎3階）

9 審査・選考方法

学識経験者、NPO関係者及び企業関係者を含む「新しい公共」支援運営委員会（以下「委員会」という。）による審査を経て、採択事業を決定します。

10 審査基準

基準	主なポイント
地域貢献性	・ 地域社会にとって、必要性、重要性が高いか。 ・ 事業の成果が広く地域住民に還元されるか。
協働の必要性	・ 多様な主体と協働で実施することが必要な事業か。 ・ 協働で実施することにより、効果的な解決が期待できるか。
独自性・先進性	・ 団体の特性や専門性が活かされた事業であるか。 ・ 新たな視点が盛り込まれた事業か。 ・ 社会に新たな仕組みを生み出すことなどが期待できるか。
計画の実現性	・ 実行可能な方法、計画で立案されているか。
経費の適正性	・ 事業を実施するための経費が適切に計上されているか。
協働体制・運営力	・ 事業を実施するための十分な組織体制となっているか。 ・ 多様な主体と協働できるマネジメント力があるか。
継続性・波及性	・ 補助事業終了後も、事業の継続が見込めるか。 ・ 県内の他の地域への波及効果が見込まれるか。 ・ 県内のNPOに対する評価を高めることが期待できるか。
構成員となるNPO等の基盤強化	・ 構成員となるNPO等の活動基盤強化等が事業に盛り込まれているか。
新たな要素の妥当性（継続分のみ）	・ 新たに加えようとする要素は継続事業としてふさわしいものか。
一層の成果及び波及性（継続分のみ）	・ 継続して事業を実施することで、単年度事業と比較して得られる成果は高いか。また、波及効果はさらに高まるか。

11 事業スケジュール

項目	日時・(場所)	備考
募集期間	新規分 4月2日(月) ～5月7日(月) 継続分 4月2日(月) ～4月13日(金)	
選考(書類審査)	新規分 5月中旬予定 継続分 4月下旬予定	
選考(プレゼンテーション)	新規分 5月下旬予定 継続分 なし	
事業実施期間	交付決定後～ 平成25年2月28日	
補助金交付決定	新規分 6月中旬予定 継続分 5月中旬予定	
補助金支払い	請求書受領後～	概算払いです。終了後に精算します。
事業報告会	2月中～下旬予定	公開で実施します。
事業報告・精算	事業完了後15日以内、または平成25年3月7日のいずれか早い日までに実績報告書等を提出	
事業評価	3月上旬予定	自己評価です。

12 情報公開

- ①事業の「公正性」「透明性」を高めるため、応募の状況(団体名及び提案事業名)と審査結果は、「埼玉県NPO情報ステーション」(<http://www.saitamaken-npo.net/>)で公開します。
- ②提出いただいた書類は、個人情報を除いて、情報公開の対象となります。
- ③採択された団体の実施する事業について、多くの県民の方に情報発信をお願いします。団体のホームページや「埼玉県NPO情報ステーション」に、事業の案内、実施内容、その成果等を掲載してください。
- ④事業終了後には、事業報告書や事業評価を含む事業報告会の資料を「埼玉県NPO情報ステーション」で公開します。

13 留意事項

(1) 事業の実施について

市町村又は協議体は次の方法により事業を実施していただきます。

- ① 自ら実施
- ② 外部委託
- ③ 実施主体であるNPO等への委託又は補助

(2) 補助金について

- ・ 市町村又は協議体の単独事業として、既に着手しており、財源の単なる補てんとみなされる事業は補助対象外となります。したがって、補助金の交付決定前に事業の着手はできません。
- ・ 提出された書類に虚偽の記載が発見された場合には、事業実施決定後であっても、決定の取消し又は補助金の返還を求めることがあります。
- ・ 特定非営利活動促進法第29条に規定する書類（事業報告書、収支計算書等）を所轄庁に提出していない特定非営利活動法人が協議体又は会議体の構成員に含まれている場合は、事業実施決定後であっても、決定の取消し又は補助金の返還を求めることがあります。
- ・ 補助金が適正に活用されているかどうかを判断するため、事業に係る領収書や出納簿等の確認及び現地調査をさせていただく場合があります。
- ・ 最終的な補助金の額は、実績報告書の提出により決定します。そのため、最終的に額を確定する段階で、一部返還していただく場合があります。
- ・ 補助金の交付によって取得した備品等については、財産の処分制限があります。減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過する前に譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した場合は、補助金の返還と加算金の納付をいただくことになります。

(3) 協議体代表者について

協議体で事業を執行する場合は、協議体名の銀行口座を開設していただく必要があります。事業採択の後、協議体の代表者について、次の書類を提出していただきますのであらかじめ御了承ください。

- 1 登記されていないことの証明書（「後見登記等に関する法律第10条第1項」に基づく成年被後見人及び被保佐人の登記がされていない旨の証明書）
- 2 本籍地の市区町村の長の証明書（平成12年3月31日までに禁治産宣告・準禁治産宣告を受け、成年被後見人及び被保佐人とみなされる者、「民法の一部を改正する法律附則第3条第1項及び第2項」に該当しない旨の証明書）

(4) 事業評価について

- ・ 事業実施団体については、年度末に、実施事業の検証や促進を目的とした事業評価を実施していただきます。

様式第 1 号

平成 2 4 年度埼玉県共助社会づくり支援事業提案書
(新規分)

(市町村・NPO等協働モデル推進事業)

提出日又は投函日

平成 2 4 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事 上田 清司

市町村長が申請する場合は公印、協議体が申請する場合は代表者の個人印を押印してください。

協議体が申請する場合、住所は、協議体の事務所の所在地としてください。(未定の場合は代表者宅)また、代表者名には役職名も併記してください。

団体名
住所 〒
代表者名
(Tel)
事務担当者名
(所属NPO等名)
(Tel)
(e-mail)

平成 2 4 年度埼玉県共助社会づくり支援事業について、次のとおり提案します。

事業の名称	
事業の概要	
	事業実施期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	事業の執行方法 自ら実施・外部委託・ (いずれかに○印) 補助(参画しているNPO等に限る)
協働相手 (おおむね5 団体以上)	市町村や企業、大学等と事業で協働する団体名を 可能な限り詳しく記入してください。 例) ○○市、○○会社、○○大学 環境関係の仕事をしている会社 川の研究をしている大学 など
事業費 (うち県補助)	円 (円 ※千円未満切捨)

別紙 1

1 地域における課題と事業の目的**(1) 地域における課題****(2) 事業の目的****2 事業の内容**

・別紙 1、2 は専門用語や略称、わかりにくい表現は極力さけ、わかりやすい表現を心がけてください。

・記述方法は、箇条書きや図を使用するなど、自由な方法で構いません。

・記入欄が不足する場合には、用紙を追加いただいても構いませんが、なるべく簡潔に記入してください。

別紙 2

3 協働して取り組む他主体との関係・役割分担

4 この提案に関連する団体のこれまでの取組

5 これまでの協働の取組実績

6 この提案により期待できる成果

7 平成25年度以降の事業計画

別紙 3

8 事業のスケジュール

(公園の維持管理と関連イベント開催を例にしています。)

	事業実施内容	
平成24年7月	会議体の設立	〇〇市、特定非営利法人〇〇会、〇〇大学、〇〇株式会社、〇〇町内会
8月	第1回会議体会議	
		・運営方法の検討 ・事業方針決定
9月	第2回会議体会議	公園等の現況調査
	・現況調査方法検討	
10月	第3回会議体会議	・調査結果の検討 ・課題の洗い出し ・事業内容決定
	・連携するNPOが参加	
11月	講習会	・事業の中間報告 ・先進地視察の打合せ
	第4回会議体会議	
12月	先進地視察	・会議体委員で先進地へ視察
平成25年1月	第5回会議体会議	・視察結果の報告 ・ふれあいイベントの概要決定
	第6回会議体会議	
		・ふれあいイベントの詳細決定
2月	ふれあいイベント	・メンバー全員が参画
	第7回会議体会議	・事業全体の総括 ・今後の事業計画検討
	事業報告会参加	
3月	事業評価、事業完了報告書の提出	

メンバー全員で公園の管理作業実施

別紙 4

9 収支計画

様式第1号の補助金額と一致

1 収入の部

項 目	予 算 額 (円)	積 算 内 訳
県からの補助金	2, 1 0 0, 0 0 0 円	
自己資金		
事業実施による収入等		
その他		
合 計	2, 1 0 0, 0 0 0 円	

2 支出の部

P. 2の経費項目順に記入してください。詳細は積算内訳・使途目的に記入してください。

項 目	予 算 額 (円)	積 算 内 訳 ・ 使 途 目 的
委託料	2, 1 0 0, 0 0 0 円	・ 会議費 会議室使用料 7 回 × 15, 000 円 = 105, 000 円 ・ 旅費交通費 先進地視察 (〇〇県) 6 人 × 1 回 × 30, 000 円 = 180, 000 円 会議交通費 7 回 × 20 人 × 500 円 = 70, 000 円 ・ 消耗品 会議資料印刷費 50, 000 円 事務用品 20, 000 円 ・ 謝金 〇〇講習会 講師 1 回 × 30, 000 円 委員謝金 7 回 × 20 人 × 2, 000 円 = 280, 000 円 (以下略)
合 計	2, 1 0 0, 0 0 0 円	

別紙 5

10-1 申請する市町村又は協議体の実施体制について

団体名	氏 名	団体の中での役職等	この事業での役割	職 業	備考
〇〇市	〇〇 〇〇	環境推進課長	事業総括		
〇〇市	〇〇 〇〇	環境推進課 公園管理担当 主幹	運営会議の開催		
〇〇市	〇〇 〇〇	環境推進課 公園管理担当 主任	他団体との連絡調整		
		具体的な役割を記入してください。			
事業に係わる実施体制をできるだけ記入してください。					

10-2 10-1の構成員を除いた会議体の構成及び役割

所属	担当者氏名	事業での役割	連絡先
特定非営利活動法人〇〇会	〇〇 〇〇	事業とりまとめ (〇〇市から受託)	048-〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇〇大学 〇〇学部〇〇学科	〇〇〇 〇〇	イベント等の施設提供	048-〇〇〇〇-〇〇〇〇
株式会社〇〇〇 〇〇部〇〇課	〇〇 〇〇〇	広報	048-〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇〇町内会	〇〇 〇〇〇	イベントアイデア 検討・準備スタッフ	048-〇〇〇〇-〇〇〇〇

様式第2号

団 体 概 要

団 体 名			
代 表 者		役職名 ふりがな 氏 名	
連 絡 責任者	氏 名	ふりがな 氏 名	
	住 所	〒 書類等の郵送先となります。	
	電話・FAX	TEL :	FAX :
	E-mail	メールでの連絡をする場合に使用するものとなります。	
設立年月日 (活動開始日)		年 月 日	
団体の目的		任意団体としての活動歴がある法人については、そのことが分かるよう「平成15年〇月〇日、法人設立(平成元年〇月〇日、任意団体として活動開始)」等と記入してください。	
会 員	個人会員	名	団体会員 団体
主な活動地域			
これまでの主な活動内容			
ホームページ	有	URL :	無
これまでに受けた 助成実績	例) 〇〇年度 〇〇財団(〇〇事業) 〇〇円		
今回の申請の他に 今年度申請予定の 助成金・補助金			

※市町村が申請する場合は、市町村及び連携するNPO等について作成してください。
協議体が申請する場合は、協議体及び協議体の構成員となるNPO等について作成してください。

様式第3号

平成24年度埼玉県共助社会づくり支援事業提案書 (継続分)

(市町村・NPO等協働モデル推進事業)

提出日又は投函日

平成24年 月 日

(あて先)

埼玉県知事 上田 清司

市町村長が申請する場合は公印、協議体が申請する場合は代表者の個人印を押印してください。

協議体が申請する場合、住所は、協議体の事務所の所在地としてください。(未定の場合は代表者宅)また、代表者名には役職名も併記してください。

団 体 名
住 所 〒
代表者名

(Tel

事務担当者名

(所属NPO等名

(Tel

(e-mail

印)

平成24年度埼玉県共助社会づくり支援事業について、次のとおり提案します。

事業の名称	
事業の概要	
	事業実施期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	事業の執行方法 自ら実施・外部委託・補助(参画しているNPO等に限る) (いずれかに○印)
協働相手 (おおむね5団体以上)	市町村や企業、大学等と事業で協働する団体名を可能な限り詳しく記入してください。 例) ○○市、○○会社、○○大学 環境関係の仕事をしている会社 川の研究をしている大学 など
事業費 (うち県補助)	円 (円 ※千円未満切捨)

別紙 1

1 地域における課題と事業の目的及び事業継続の必要性

(1) 地域における課題

(2) 事業の目的

(3) 事業継続の必要性

2 事業の内容及び新たに加えようとする要素

(1) 事業の内容

・別紙 1、2 は専門用語や略称、わかりにくい表現は極力さけ、わかりやすい表現を心がけてください。

・記述方法は、箇条書きや図を使用するなど、自由な方法で構いません。

・記入欄が不足する場合には、用紙を追加いただいても構いませんが、なるべく簡潔に記入してください。

(2) 新たに加えようとする要素

別紙 2

3 協働して取り組む他主体との関係・役割分担

4 平成 2 3 年度から継続することにより期待できる成果

5 これまでの取組実績

6 平成 2 5 年度以降の事業計画

別紙 3

7 事業のスケジュール

(公園の維持管理と関連イベント開催を例にしています。)

	事業実施内容
平成24年7月	会議体の設立 〇〇市、特定非営利法人〇〇会、〇〇大学、〇〇株式会社、〇〇町内会
8月	第1回会議体会議 ・運営方法の検討 ・事業方針決定
9月	第2回会議体会議 ・現況調査方法検討 公園等の現況調査
10月	第3回会議体会議 ・調査結果の検討 ・課題の洗い出し ・事業内容決定 ・連携するNPOが参加
11月	講習会 ・事業の中間報告 ・先進地視察の打合せ 第4回会議体会議
12月	先進地視察 ・会議体委員で先進地へ視察
平成25年1月	第5回会議体会議 ・視察結果の報告 ・ふれあいイベントの概要決定 第6回会議体会議 ・ふれあいイベントの詳細決定
2月	ふれあいイベント ・メンバー全員が参画 第7回会議体会議 ・事業全体の総括 ・今後の事業計画検討 事業報告会参加
3月	事業評価、事業完了報告書の提出

メンバー全員で公園の管理作業実施

別紙 4

8 収支計画

1 収入の部

項 目	予 算 額 (円)	積 算 額
県からの補助金	2, 1 0 0, 0 0 0 円	
自己資金		
事業実施による収入等		
その他		
合 計	2, 1 0 0, 0 0 0 円	

2 支出の部

項 目	予 算 額 (円)	積 算 額	内 訳 ・ 使 途 目 的
委託料	2, 1 0 0, 0 0 0 円		・ 会議費 会議室使用料 7 回 × 15, 000 円 = 105, 000 円 ・ 旅費交通費 先進地視察 (〇〇県) 6 人 × 1 回 × 30, 000 円 = 180, 000 円 会議交通費 7 回 × 20 人 × 500 円 = 70, 000 円 ・ 消耗品 会議資料印刷費 50, 000 円 事務用品 20, 000 円 ・ 謝金 〇〇講習会 講師 1 回 × 30, 000 円 委員謝金 7 回 × 20 人 × 2, 000 円 = 280, 000 円 (以下略)
合 計	2, 1 0 0, 0 0 0 円		

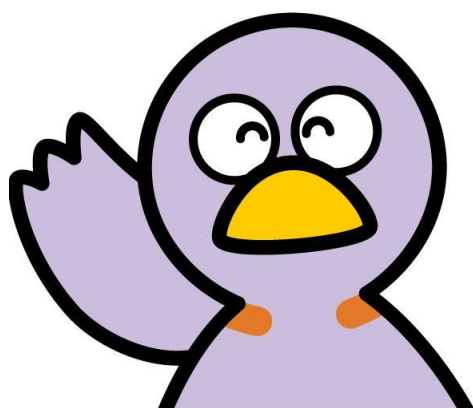
別紙 5

9-1 申請する市町村又は協議体の実施体制について

団体名	氏 名	団体の中での 役職等	この事業での 役割	職 業	備考
〇〇市	〇〇 〇〇	環境推進課長	事業総括		
〇〇市	〇〇 〇〇	環境推進課 公園管理担当 主幹	運営会議の開 催		
〇〇市	〇〇 〇〇	環境推進課 公園管理担当 主任	他団体との連 絡調整		
		具体的な役割を記入して ください。			
事業に係わる実施体制をできるだけ記 入してください。					

9-2 9-1の構成員を除いた会議体の構成及び役割

所属	担当者氏名	事業での役割	連絡先
特定非営利活動法 人〇〇会	〇〇 〇〇	事業とりまとめ (〇〇市から受託)	048-〇〇〇- 〇〇〇〇
〇〇〇大学 〇〇学部〇〇学科	〇〇〇 〇〇	イベント等の施設提 供	048-〇〇〇- 〇〇〇〇
株式会社〇〇〇 〇〇部〇〇課	〇〇 〇〇〇	広報	048-〇〇〇- 〇〇〇〇
〇〇〇町内会	〇〇 〇〇〇	イベントアイデア検 討・準備スタッフ	048-〇〇〇- 〇〇〇〇



埼玉県のマスコット コバトン

お問い合わせ先

埼玉県 県民生活部 共助社会づくり課 担い手支援担当（3月末日まではNPO活動推進課 NPO活動担当）

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
TEL 048-830-2828 FAX 048-830-4751

様式のダウンロードなどは、
埼玉県NPO情報ステーション（NPOコバトンびん）
<http://www.saitamaken-npo.net/>